

処分・指導を行った日	事業者名	処分・指導の種類	事故概要	処分・指導内容
2023年5月16日	山陰観光開発株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和4年12月13日に山陰観光開発株式会社所属の小型遊覧船「しげさ丸」が、島根県隠岐郡隠岐の島の西郷湾内で遊覧中に機関停止により航行不能となる事故が発生した。</p> <p>これを受けて、当局が令和5年1月17日に海上運送法に基づく検査を実施したところ、事故発生後、同社の安全管理規程に規定された運輸局への速やかな報告がなされていない等、同規程の一部不遵守が確認された。</p> <p>このため、同社経営トップによる安全マネジメント態勢の適切な運営等を徹底させるべく、同社に対し輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営トップは、安全管理規程に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守、重大な事故等に対する確実な対応等について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</li> <li>・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、運航管理者はその概要を記録簿に記録すること。</li> <li>・安全統括管理者は、安全管理規程に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。</li> <li>・運航管理者は安全管理規程に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</li> <li>・運航管理者及び船長は、安全管理規程及び運航基準に基づき、運航の可否判断及び協議の結果等を記録すること。</li> <li>・運航管理者及び船長は、安全管理規程及び作業基準に基づき、旅客等の遵守すべき事項について船内の旅客が見やすい場所に掲示すること。</li> <li>・運航管理者は、安全管理規程及び事故処理基準に基づき、事故発生時、速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。</li> </ul>
2023年7月13日	島前町村組合	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和5年1月21日に、島前町村組合が経営する一般旅客定期航路事業において運航する「いそかぜ」が、島根県隠岐郡西ノ島町西ノ島南方海上を航行中に同島南東の岩礁に乗揚げ、旅客が負傷する事故が発生した。</p> <p>これを受けて、当局が、同年2月21日より、海上運送法に基づく検査を実施したところ、乗組員等に対する安全教育や事故処理に関する訓練を定期的に行っていないことが確認された。</p> <p>今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同組合に対し輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、同規程に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</li> <li>・安全統括管理者は、安全管理規程に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を組合内部及び運航業務を担っている隠岐観光株式会社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li> <li>・運航管理者は、安全管理規程に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。</li> <li>・配乗計画を作成等する場合は、安全管理規程に基づき、運航管理者による安全性の検討及び安全上の同意を得て、組合内部で決定すること。</li> <li>・船長は、安全管理規程に基づき、発航前検査を終え出航するとき及び入港したとき等の場合には、必ず運航管理者に連絡すること。</li> <li>・運航管理者は、安全管理規程及び作業基準に基づき、乗船待ちの旅客に対して、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項について、旅客待合所又は発着場所に掲示等により周知徹底を図ること。</li> <li>・安全統括管理者、運航管理者及び船長は、安全管理規程に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に行い、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</li> <li>・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程に基づき、管理者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</li> <li>・内部監査を行う者は、安全管理規程に基づき、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を行うとともに、その内容を記録すること。</li> <li>・安全統括管理者は、安全管理規程に基づき、安全管理規程を外部に公表すること。</li> </ul>